

令和 5 年度 大阪市立学校園人事行政の運営の状況

「大阪市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」第 6 条の規定に基づき、令和 5 年度における人事行政の運営の状況を次のとおり公表します。

1 教職員の任免及び教職員数

教職員数につきましては、令和 5 年 4 月 1 日時点で 14,463 人、令和 6 年 4 月 1 日時点では 14,582 人となり、差引 119 人の増となりました。

(1) 教職員数

	令和 5 年 4 月 1 日 教職員数	令和 6 年 4 月 1 日 教職員数	対前年増減数
教職員数	14,463 人	14,582 人	+119 人

(2) 採用者数（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

727 人

(3) 退職者数（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

定年退職	その他	合計
0 人	593 人	593 人

(4) 再任用職員数

再任用職員とは、わが国が本格的な高齢社会を迎える中、教職員の長年培った能力・経験を有効に活用するとともに、雇用と年金との連携を図るといった観点から、退職後の教職員のうち意欲と能力のある教職員が再度、教職員として任用された者のことをいい、国を始め各地方自治体で再任用制度として実施されています。

再任用職員の勤務形態としては、常時勤務と短時間勤務の 2 形態がありますが、退職前の教職員と同様の職務に従事しており、教職員の服務についても同じように適用されます。

令和 6 年 4 月 1 日の再任用（短時間勤務）の教職員数 138 人

（注）再任用（短時間勤務）の教職員については、(1) 教職員数に含んでいません。

令和 6 年 4 月 1 日の再任用（フルタイム勤務）の教職員数 544 人

（注）再任用（フルタイム勤務）の教職員については、(1) 教職員数に含んでいます。

2 教職員の人事評価

学校園においては、教職員の能力や勤務成績を正しく評価し、その結果に基づいて人事管理を行うことは、公務能率や教職員の勤務意欲の向上等の観点からも重要です。

教職員の意欲・資質能力の向上と教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を一体的に図ることをめざして、全ての教職員に対して「人事評価制度」を実施しています。

(1) 令和5年度評価結果分布（教育職員）

総合評価	第1区分 (5%)	第2区分 (20%)	第3区分	第4区分	第5区分	計
人数	561	2,126	7,771	137	21	10,616
割合	5.3%	20.0%	73.2%	1.3%	0.2%	100%

※本市の評価制度を参考に上位区分(第1・第2区分)のみ一部相対化する制度を導入しています。

※上記表における割合については、端数処理等の都合上、合計値が100%にならない場合があります。

(2) 令和5年度評価結果分布（職員）

区分 (分布の割合)	第1区分 (5%)	第2区分 (20%)	第3区分	第4区分	第5区分	計
人数	77	320	1,121	30	14	1,562
割合	4.9%	20.5%	71.8%	1.9%	0.9%	100%

※新規採用者及び任用替初年度の教職員を除く。再任用職員を含む。

※上記表における割合については、端数処理等の都合上、合計値が100%にならない場合があります。

3 教職員の給与

(1) 人件費 (令和5年度決算見込)

住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
2,773,676 人	219,302,676 千円	125,275,476 千円	57.1%

(注) 人件費には教育委員会事務局職員分を含みます。

(2) 職員給与費 (令和5年度決算見込)

区分	教職員数 (A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
一般職	12,329 人	46,232,443 千円	12,911,723 千円	21,976,625 千円	81,120,791 千円	6,580 千円
再任用フルタイム勤務職員	735 人	2,643,032 千円	713,842 千円	669,143 千円	4,026,017 千円	5,478 千円
再任用短時間勤務職員	192 人	452,171 千円	100,024 千円	107,235 千円	659,430 千円	3,435 千円

(注1) 職員手当には、退職手当を含んでいません。

(注2) 再任用フルタイム勤務職員及び再任用短時間勤務職員は外数です。

(3) 教職員の平均給料月額及び平均年齢 (令和6年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均年齢
小・中学校教育職	337,000 円	39.3 歳
高等学校教育職	295,900 円	60.7 歳
幼稚園教育職	298,900 円	38.6 歳

(注) 高等学校教育職については、大阪府高等学校への派遣教員及び専修学校に在籍する教員が対象。

(4) 教職員の主な学歴別の初任給 (令和6年4月1日現在)

区 分		初 任 給
小・中学校教育職	大 学 卒	233,000 円
	短 大 卒	212,500 円
幼稚園教育職	大 学 卒	204,200 円
	短 大 卒	182,700 円

(5) 級別の教職員数等

① 級別教育職員数

(令和6年4月1日現在)

小・中学校教育職

区分	1級	2級	特2級	3級	4級	計
標準的な 職務内容	講師 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	副校長 教頭	校長	—
職員数	373人	9,880人	460人	459人	406人	11,578人
構成比	3.2%	85.3%	4.0%	4.0%	3.5%	100.0%

高等学校教育職

区分	1級	2級	特2級	3級	4級	計
標準的な 職務内容	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手	教諭 養護教諭 栄養教諭	主幹教諭 指導教諭 指導養護教諭 指導栄養教諭	教頭	校長 准校長	—
職員数	2人	44人	0人	0人	1人	47人
構成比	4.3%	93.6%	0%	0%	2.1%	100.0%

(注) 高等学校教育職については、大阪府立高等学校への派遣教員及び専修学校に在籍する教員が対象。

幼稚園教育職

区分	1級	2級	3級	4級	計
標準的な 職務内容	講師 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭	主幹教諭 指導養護教諭	園長	—
職員数	24人	161人	54人	46人	285人
構成比	8.4%	56.5%	19.0%	16.1%	100.0%

② 昇給への勤務成績の反映

令和6年度における昇給への勤務成績の反映状況については、下記のとおりです。

評価区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
	(5%)	(20%)	(75%)		
小・中学校教育職	4号給 (1号給)	4号給 (1号給)	4号給 (0号給)	2号給 (0号給)	0号給 (0号給)
高等学校教育職	4号給 (1号給)	4号給 (1号給)	4号給 (0号給)	2号給 (0号給)	0号給 (0号給)
幼稚園教育職	4号給 (1号給)	4号給 (1号給)	4号給 (0号給)	2号給 (0号給)	0号給 (0号給)

・ () 内は55歳以上の職員の昇給号給数です。

(6) 教育職員の学歴別・経験年数別の給料月額 (令和6年4月1日現在)

区 分	学 歴	経験年数		
		10 年	15 年	20 年
小・中学校教育職	大学卒	315,500 円	357,400 円	389,100 円
高等学校教育職	大学卒	—	—	—
幼稚園教育職	大学卒	262,800 円	286,200 円	359,800 円
	短大卒	—	—	—

(注1) 経験年数とは、採用後、引き続き勤務している年数のほか、採用前に民間企業等における在職期間がある場合は、その年数を換算して加えた年数をいいます。

(注2) 職員数が3人以下である経験年数については記載していません。

(7) 期末・勤勉手当

① 特定管理職員

		期 末	勤 勉	計
令和5年度	6 月 期	1.000 月分 (0.575 月分)	1.200 月分 (0.575 月分)	2.200 月分 (1.150 月分)
	12 月 期	1.050 月分 (0.600 月分)	1.250 月分 (0.600 月分)	2.300 月分 (1.200 月分)
	計	2.050 月分 (1.175 月分)	2.450 月分 (1.175 月分)	4.500 月分 (2.350 月分)
令和6年度	6 月 期	1.025 月分 (0.5875 月分)	1.225 月分 (0.5875 月分)	2.250 月分 (1.1750 月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有	

② 一般職員

		期 末	勤 勉	計
令和5年度	6 月 期	1.200 月分 (0.675 月分)	1.000 月分 (0.475 月分)	2.200 月分 (1.150 月分)
	12 月 期	1.250 月分 (0.700 月分)	1.050 月分 (0.500 月分)	2.300 月分 (1.200 月分)
	計	2.450 月分 (1.375 月分)	2.050 月分 (0.975 月分)	4.500 月分 (2.350 月分)
令和6年度	6 月 期	1.225 月分 (0.6875 月分)	1.025 月分 (0.4875 月分)	2.250 月分 (1.1750 月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有	

(注) () 内の月数は、再任用職員にかかる支給月数です。

※特定管理職員とは、教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)適用者でその職務の級が3級以上である者(校長、准校長、副校長及び教頭)及び教育職給料表(3)適用者でその職務の級が4級である園長を言います。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映
教育職給料表適用者

(令和6年度6月期)

評価区分	校長、所長、准校長 及び園長	副校長及び教頭	左記以外の 教育職給料表適用者
第1区分	1.519 (0.5875)	1.451 (0.5875)	1.085 (0.4875)
第2区分	1.366 (0.5875)	1.338 (0.5875)	1.065 (0.4875)
第3区分	1.213 (0.5875)	1.225 (0.5875)	1.035 (0.4875)
第4区分	1.080 (0.5205)	1.092 (0.5205)	0.981 (0.4655)
第5区分	0.959 (0.4595)	0.971 (0.4595)	0.937 (0.4425)

※ 適用される成績率は、前年度評価結果及び勤勉手当基準日（令和6年6月1日）時点の職位によります。

(注) () 内の月数は、再任用職員にかかる支給月数です。

(8) 諸手当の状況

① 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

名称	内容	単価	
教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	日額	3,750～16,000 円
	修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		5,100 円
	学校の管理下において行われる部活動又は補習若しくは講習における児童又は生徒に対する指導業務		1,800～3,600 円
	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務		900 円
夜間教育等勤務手当	夜間学級を設置する中学校に勤務する主幹教諭等が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事	日額	1,500 円
	夜間学級を設置する中学校に勤務する校長等が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事		1,200 円
緊急対策業務等手当	教育職員及び指導主事が、暴風等その他の異常な自然現象又は大規模な火災等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で行う緊急の対策業務等	日額	通常： 720 円 日没～日出：1,080 円

② その他手当

(令和6年4月1日現在)

区分	内容	支給額				
扶養手当	職員と生計を一にし、かつ主としてその職員の収入により生計を維持する者（扶養親族）のある職員に支給	月額	配偶者	校園長	3,500 円	
				校園長以外	6,500 円	
			子（22 歳の年度末まで）			10,000 円
			その他 ・ 孫、弟妹（22 歳の年度末まで） ・ 父母、祖父母（60 歳以上） ・ 心身に著しい障害がある親族	校園長	3,500 円	
				校園長以外	6,500 円	
			（加算）15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から 22 歳の年度末までの子			6,000 円
地域手当	民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給	月額	（給料（教職調整額を含む）＋扶養手当＋管理職手当）×16/100			
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給	月額	家賃額		手当額	
			10,000 円を超え 11,500 円以下		1,500 円	
			11,500 円を超え 21,500 円以下		1,500 円～11,500 円	
			市外	21,500 円を超え 54,500 円以下	11,500 円～28,000 円	
				54,500 円を超える場合	28,000 円	
			市内	21,500 円を超え 59,500 円以下	11,500 円～30,500 円	
				59,500 円を超える場合	30,500 円	
			単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 10,000 円を超える家賃を支払っている職員			上記の額の 1/2
通勤手当	職員の通勤費に対して支給	月額	①通勤のため交通機関等を利用する職員		6 箇月定期券の価額を基本とした 運賃に相当する額	
			②通勤のため自転車等の交通用具を使用する職員		1 箇月につき、使用距離区分に応じた額	
				片道 2 km 未満	0 円 ※身体障がいのため 歩行が困難な職員 2,000 円	
				2 km 以上 5 km 未満	2,000 円	
				5 km 以上 10km 未満	4,200 円	
				10km 以上 15km 未満	7,100 円	
				15km 以上 20km 未満	10,000 円	
				20km 以上 25km 未満	12,900 円	
				25km 以上 30km 未満	15,800 円	
				30km 以上 35km 未満	18,700 円	
				35km 以上 40km 未満	21,600 円	
				40km 以上 45km 未満	24,400 円	
				45km 以上 50km 未満	26,200 円	
				50km 以上 55km 未満	28,000 円	
				55km 以上 60km 未満	29,800 円	
				60km 以上	31,600 円	

区分	内容	支給額			
				(加算) 身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員に対する特例	
				2,700 円	
			①と②の 1 月あたりの合計額が 55,000 円を超える場合は、1 月につき 55,000 円		
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活しているものに支給	月額	基本額		30,000 円
			(加算) 職員の住居と配偶者の住居との距離が 100km 以上ある場合		距離区分に応じた額
				100km 以上 300km 未満	8,000 円
				300km 以上 500km 未満	16,000 円
				500km 以上 700km 未満	24,000 円
				700km 以上 900km 未満	32,000 円
				900km 以上 1,100km 未満	40,000 円
				1,100km 以上 1,300km 未満	46,000 円
				1,300km 以上 1,500km 未満	52,000 円
				1,500km 以上 2,000km 未満	58,000 円
				2,000km 以上 2,500km 未満	64,000 円
				2,500km 以上	70,000 円
在宅勤務等手当	職員の住居その他これに準ずる場所において、所定の勤務時間の全部を勤務することを 3 ヶ月以上の期間について 1 ヶ月当たり平均 10 日を超えて命令された職員に支給	月額	3,000 円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給 (注) 短時間勤務職員については、勤務時間に応じて支給されます。	月額		一般	再任用
			校長（大規模・困難校）	85,000 円	60,000 円
			校長（上記以外）	78,000 円	57,000 円
			准校長・園長	67,000 円	49,000 円
			副校長・教頭	65,000 円	47,000 円
産業教育手当	高等学校の工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	月額	21,000 円 (定時制教育手当を受ける者は 13,000 円)		
定時制教育手当	定時制の課程を置く高等学校の教育職員に支給	日額	1,500 円 (校長又は本務として定時制の課程に関する校務を整理する教頭は 1,200 円)		
義務教育等 教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校、幼稚園等に勤務する教育職員に支給	月額	小・中学校、高等学校		2,000 円～8,000 円
			幼稚園		1,000 円～3,750 円
超過勤務手当	所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給	1 時間	勤務 1 時間当たりの給与額×支給割合		
			支給 割合	所定の勤務時間が割り振られた日における勤務	125/100 (※150/100)
				〃 (午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務)	150/100 (※175/100)
				上記以外の勤務	135/100 (※150/100)
				〃 (午後 10 時から翌日の午前 5 時までの勤務)	160/100 (※175/100)
※ 1 月の合計が 60 時間を超える場合（支給に替えて代休を取得する場合は、通常の支給割合）					

区分	内容	支給額			
夜間勤務手当	所定の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給	1 時間	勤務 1 時間当たりの給与額×25/100		
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	1 回	5,800 円～7,700 円		
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、以下の区分の勤務を行った際に支給 1. 休日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合 2. 勤務日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により午前 0 時から午前 5 時までの間にあって所定の勤務時間以外に勤務した場合	1 回	校長及び園長	休日	8,500 円
				勤務日深夜	4,300 円
			副校長及び教頭	休日	7,000 円
				勤務日深夜	3,500 円
			※休日に 6 時間を超えて勤務した場合は上記の額に 100 分の 150 を乗じて得た額		

(9) 退職手当

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区 分		自己都合	定年・勸奨
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度額	44.7795 月分	47.709 月分

(注) 令和 5 年度の大阪市の 1 人あたりの平均支給額は、自己都合の場合 1,682 千円、定年・勸奨の場合 19,542 千円となっています。

4 教職員の勤務時間及び休暇

一般的な教職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分までで、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始が休みとなっています。（ただし、勤務時間については、職種、勤務場所等によって異なる場合があります。）

再任用（短時間勤務）の教職員については、週当たりの勤務時間は31時間を超えない範囲で定めています。

また、休暇については、原則として年間20日の年次有給休暇が与えられるほか、病気休暇、介護休暇、介護時間休暇及び下表等の有給の特別休暇があります。

教職員の勤務時間及び休暇

特別休暇の種類・事由	付与日数
分べん（産前産後）休暇	16週間
生理休暇	1回につき2日以内（年13回以内）
結婚休暇	5日以内
忌引休暇	7日以内
配偶者分べん休暇	2日以内
子の看護休暇	5日以内（対象の子が2人以上の場合は10日以内）
夏季休暇	5日以内
妊娠障害休暇	7日以内
骨髄提供（ドナー）休暇	必要な期間
交通制限・遮断、不可抗力の事故等	必要な期間
選挙権等の行使	必要な期間
非常災害による住居の滅失・損壊等	7日以内
裁判員、証人、参考人等としての国会、裁判所、人事委員会等への出頭	必要な期間
育児参加休暇	5日以内
育児時間休暇	1日2回・90分以内
短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
出生サポート休暇	5日（教育長が定める不妊治療を受ける場合は10日）

5 教職員の休業

育児休業は、生後3年未満の子を養育する職員が、育児のため、請求により休業できる制度です。

部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、子の養育のため、請求により始業時又は終業時において2時間以内で休業できる制度です。

令和5年度における育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業	部分休業
教職員	458人(95人)	95人(2人)

※（ ）内の数字は、全体の取得者の内、男性教職員の取得者数を示しています。

自己啓発等休業は、大学等における課程の履修や国際貢献活動を希望する職員が、申請により休業できる制度です。
令和5年度取得者数 3人

配偶者同行休業は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する職員が、申請により休業できる制度です。
令和5年度取得者数 3人

6 教職員の分限及び懲戒

分限処分は、公務能率の維持向上を目的として行われる処分です。一方、懲戒処分は、職員の非違行為に対して道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として行われる処分です。

令和5年度の方限処分件数及び懲戒処分件数は次のとおりです。

(1) 分限処分件数（令和5年度）

分限処分の種類						合計
降任	免職	休 職			降給	
		起訴休職	病気休職	進学休職		
0	0	1	264	4	0	269

(2) 懲戒処分件数（令和5年度）

	免職	停職	減給	戒告	合計
1 給与・任用に関する不正	0	1	0	0	1
2 一般服務義務違反関係	4	8	14	5	31
3 一般非行関係	4	3	1	1	9
4 収賄等関係	1	0	0	0	1
5 道路交通法違反	0	0	1	1	2
6 監督責任	0	0	0	0	0
合 計	9	12	16	7	44

- (注) 「1 給与・任用に関する不正」：諸給与の不正領得等
「2 一般服務義務違反関係」：秘密漏洩、職務専念義務違反、兼業等
「3 一般非行関係」：傷害・暴行、窃盗、わいせつ事件等
「4 収賄等関係」：収賄、横領等
「5 道路交通法違反」：私事上及び公務上の交通事故事件、道路交通法違反事件
「6 監督責任」：職務上の事件に関する管理監督責任者の処分事例等

7 教職員の服務

全ての教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため、常に全力を挙げて職務の遂行に専念しなければなりません。

そのため、教職員に対しては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務上知り得た秘密を守る義務、争議行為及び信用失墜行為の禁止、政治的行為及び営利企業等の従事の制限等、民間企業の勤労者とは異なり、服務上の様々な制約が課されています。

こうした服務規律の確保に向け、昨年度においても、機会を捉えて服務規律確保の周知徹底を図るとともに、夏季や年末等の節目に綱紀保持の通知を行うなど、教職員一人ひとりに対し十分注意を喚起し、適切な指導に努めています。

8 教職員の退職管理

退職時に課長級以上であった者（平成 25 年度末日以降の退職者）について令和 5 年 7 月 2 日から令和 6 年 7 月 1 日の間に再就職した状況は次のとおりです。

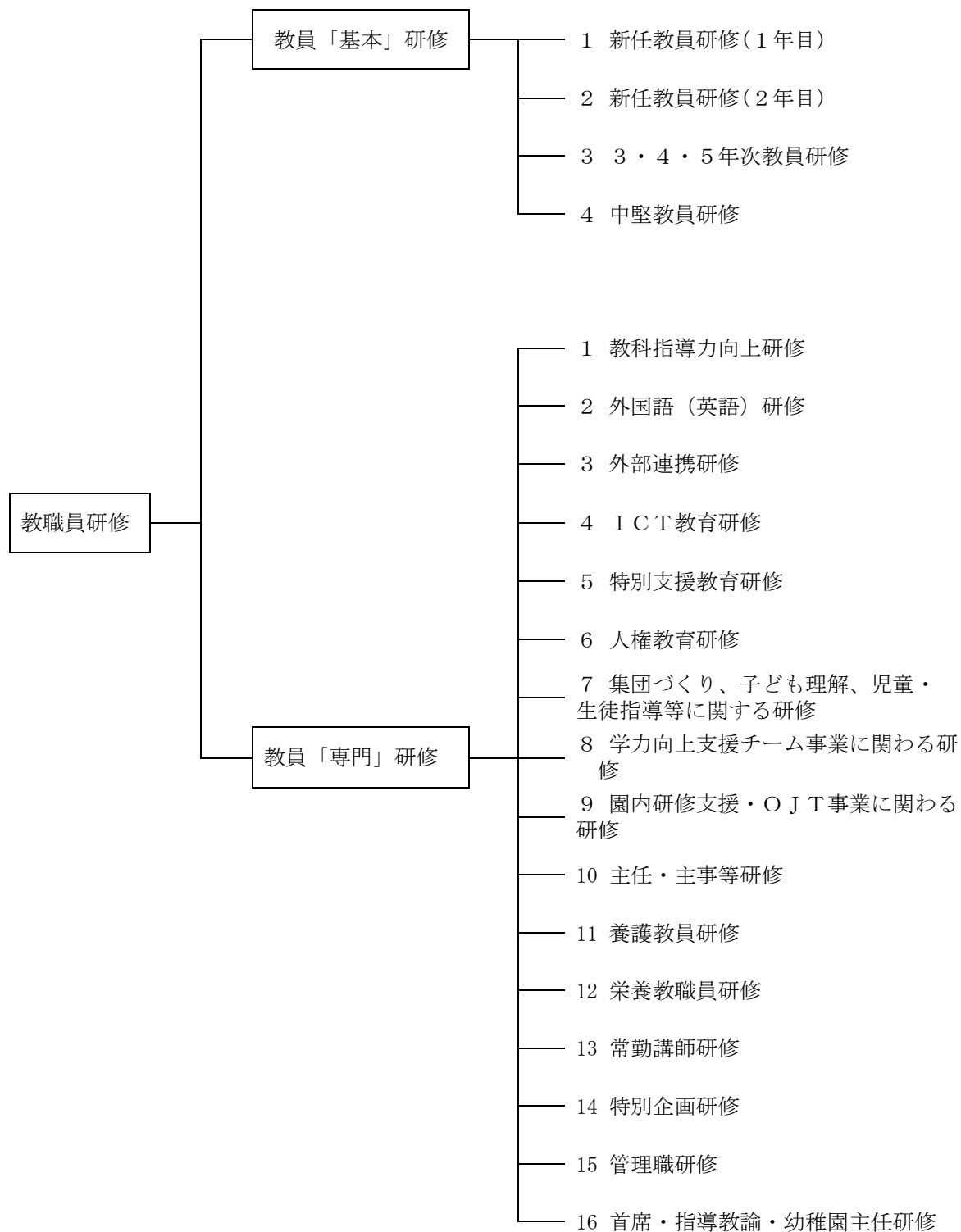
【退職時補職別再就職状況】

再就職先区分	合計
① 外郭団体・外郭団体の子法人	0 人
② 職員派遣団体	0 人
③ 財政的援助法人	0 人
④ 国・他自治体	1 人
⑤ 民間企業（株式会社）	0 人
⑥ その他（一般財団法人・社会福祉法人等）	8 人
⑦ 大阪市	1 人
合 計	10 人

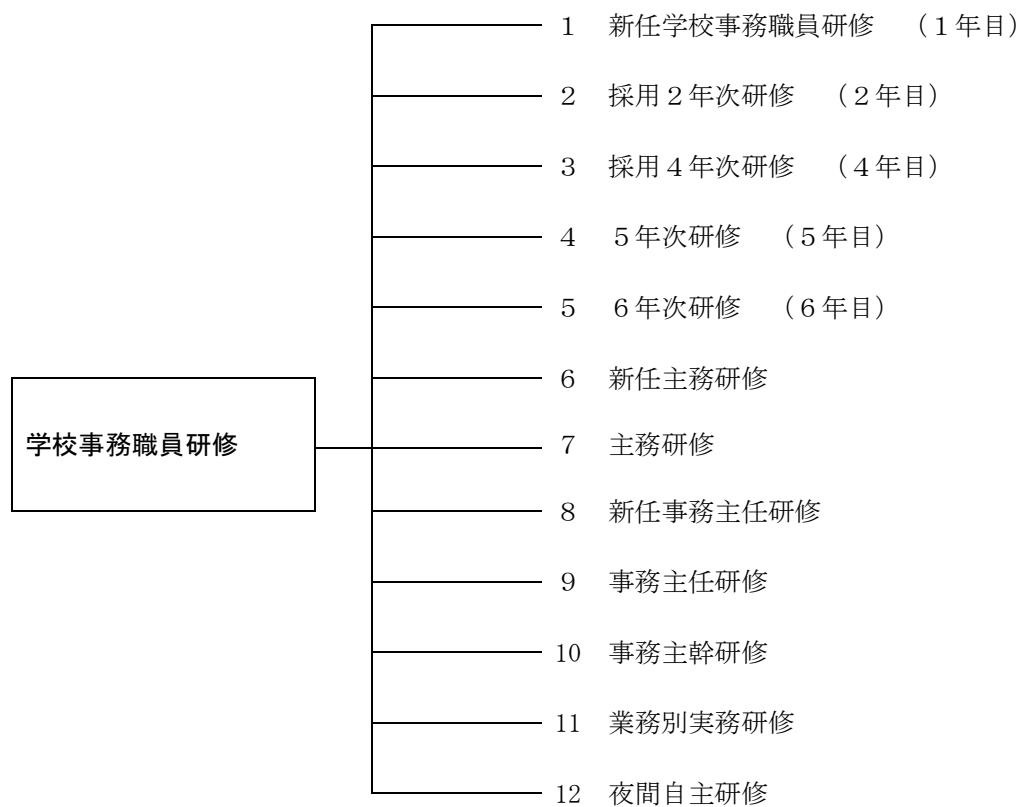
9 教職員の研修制度

教職員に対する研修は、「人間尊重の精神を基盤に、職務を遂行するために必要な知識や技能など、資質や能力の向上を図るとともに、教育に対する使命感など教職員の意識改革を促し、学校園の教育力の充実を支援する」ことを基本方針とし、校園種・経験年数・課題等に応じて、体系的・計画的に実施しています。

(1) 総合教育センター主催研修



(2) 学校運営支援センター主催研修



10 教職員の福利厚生

快適な職場環境の形成を促進し、教職員の健康の保持及び体力の増進を図るため、各種の事業を実施しています。

教職員の健康管理・疾病予防対策としては、各職場の衛生管理者等が教職員の健康管理に努め、教職員全員に対して健康診断及びストレスチェックを実施し、健康上留意を要する者の早期発見に努め健康回復のため随時助言と指導を行うとともに、休業を要する者に対しては療養に専念させる措置をとるなど、健康管理に努めています。

同時に、安全管理についても各職場における災害発生の未然防止に注意を払うとともに、公務上の災害が発生した場合は、地方公務員災害補償法により所定の補償を行っています。

また、勤労者財産形成貯蓄などの事業を行っています。

なお、学校園においては、共済制度（健康保険、年金等）については公立学校共済組合が所管しており、互助会については、大阪市職員互助会と大阪府教職員互助組合がそれぞれ所管しています。

(1) 教職員疾病対策（健康管理）事業

労働安全衛生法及び規則に基づき、職業病予防及び生活習慣病予防を中心に、定期健康診断をはじめとする各種健康診断を実施しています。

また、近年ストレスの多い現在社会の中で年々増え続けるこころの健康問題予防のため、ストレスチェックを実施し職場環境改善に努めたり、メンタルヘルスに関する講習会等を開催するなど、教職員のこころの健康の保持増進に努めています。

健 康 診 断 名 称	受診人数
定期健康診断	10,833 人
胃検診	2,403 人
特別健康診断（腰痛症・頸肩腕障害・指曲がり症）	340 人
	66 人
	62 人
特別健康診断（腰痛症・頸肩腕障害）	1 次 40 人 集合研修 14 人
雇い入れ時健康診断	1,232 人
ストレスチェック調査	15,533 人

※特別健診の結果、必要と判断された受診者に対して腰痛・頸肩腕症候群・指曲がり症予防のためのセルフケア方法を学ぶことを目的に集合研修を実施しました。

(2) 公務災害・通勤災害補償事業

教職員の公務上の災害又は通勤途上における災害について、地方公務員災害補償法等の関係法令に基づき補償を行っています。

公務災害及び通勤災害認定件数（令和5年度）

公務災害	162 件
通勤災害	39 件
計	201 件

(3) 教職員相談事業

教職員やその家族のさまざまなメンタルヘルスや生活上の相談に、電話、メール及びカウンセリングにより応じています。

新規相談件数の状況（令和5年度）

事項	新規件数	総利用者数（延）
メールによる相談	0	0
電話による相談	5	8
面談による相談	6	8

(4) 事業経費について

事業	令和5年度決算額	令和6年度予算額	備考
教職員疾病対策事業	92,640,188	111,156,415	
教職員衛生管理	716,870	906,616	
教職員相談事業	1,544,400	3,608,000	
教職員被服貸与事業	11,582,516	17,892,304	
財形貯蓄事業	69,984	88,200	
計	106,553,958	133,651,535	

※ 教職員相談事業等には、メンタルヘルスにかかる普及啓発等の経費を含みます。

(5) 福利厚生事務事業について（令和5年4月1日現在）

互助組合、互助会	教職員の相互共済及び福利増進のために、大阪府教職員互助組合及び大阪市職員互助会が設置されており、給付事業及び貸付事業等を実施しています。
共済組合の負担金	地方公務員等共済組合法に基づいて設置された公立学校共済組合の共済制度に対して法定の負担金を交付しています。

お問合せは

1、2、5、6、7、8 … 大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当
(TEL 06-6208-9121)

3、4、10 … 大阪市教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当
(TEL 06-6208-9131・9138)

9-(1) … 大阪市総合教育センター
教育振興担当
(TEL 06-6718-7467)

9-(2) … 大阪市教育委員会事務局学校運営支援センター
事務管理担当
(TEL 06-6115-7704)